18　1⑯の欄は、設備規則第65条第１項第１号から第７号までのうち該当するものを「第１号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19　1⑰の欄は、定格入力電力を「１kVA」のように記載すること。

20　1⑱の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　1⑲の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

［23　略］

24　４の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

25　５の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［26　略］

27　７の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「何業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28　８の欄は、次によること。

⑴　移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。

［⑵・⑶　略］

29　9⑴の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9⑵の欄は「何変電所～何変電所」のように記載すること。

［30～32　略］

第３　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

高周波利用設備申請書届出書（注１）の添付書類（　　設備分）（注２）				※整理番号	
（設備の別）	⑴　使用周波数	⑵　製造者名	⑶　型式又は名称	⑷　製造番号	
⑸　設備の区分		⑹　電力線への伝導妨害波の電流		⑺　電力線への伝導妨害波の電圧	
□施行規則第44条第２項第２号⑴に規定する設備					

18　１の⑯の欄は、設備規則第65条第１項第１号から第７号までのうち該当するものを「第１号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19　１の⑰の欄は、定格入力電力を「１kVA」のように記載すること。

20　１の⑱の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　１の⑲の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第１項第１号から第４号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

［23　同左］

24　４の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。

25　５の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

［26　同左］

27　７の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「（何）業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28　８の欄の記載は、次によること。

⑴　移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

［⑵・⑶　同左］

29　９の⑴の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、９の⑵の欄は「（何）変電所～（何）変電所」のように記載すること。

［30～32　同左］

第３　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

高周波利用設備申請書届書（注１）の添付書類（　　設備分）（注２）				※整理番号	
（設備の別）	⑴　使用周波数	⑵　製造者名	⑶　型式又は名称	⑷　製造番号	
⑸　設備の区分		⑹　電力線への伝導妨害波の電流		⑺　電力線への伝導妨害波の電圧	
□　施行規則第44条第２項第２号の⑴に規定する設備					